

慶應義塾大学学術認証フェデレーションシステム利用規則

(目的)

第1条

本規則は、慶應義塾大学学術認証フェデレーションシステムの利用に関する事項を定めることにより、慶應義塾大学における情報セキュリティの確保と学認対応サービスの円滑な利用に資することを目的とする。

(学術認証フェデレーションの概要)

第2条

学術認証フェデレーションは、出版社等サービス提供者が提供する学術情報サービスの利用者について、大学や研究機関などが自分たちの組織に所属していることや属性を保証し、サービス提供者もそれを信頼するという、相互信頼に基づいて学術情報サービスの円滑な活用を促進するための認証連携の仕組みである。

(定義)

第3条

本規則において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 「慶應義塾大学学術認証フェデレーションシステム」(以下「慶應義塾大学学認システム」という。) 慶應義塾大学内部の ID 等を用いて学認に対応した学術情報を利用するためのシステムの名称
2. ID 等 ユーザ名およびそれに関するパスワード等の認証情報
3. IdP (または Identity Provider) 利用者に関する情報を管理し、認証結果や属性情報を他機関に提供するための管理サーバ。
4. SP (または Service Provider) IdP の認証結果及び属性情報を利用して提供されるサーバ。
5. 属性情報 IdP 内で管理され SP に提供されうる、利用者に関する情報

(運用組織)

第4条

慶應義塾大学学認システムに関わる業務全般は慶應義塾インフォメーションテクノロジーセンター (以下「ITC」という。) が行うものとする。

(利用者の範囲)

第5条

慶應義塾大学学認システムを利用できるものは、以下の各号に掲げるものとする。

1. 慶應義塾大学に在籍する教員

2. 慶應義塾大学に在籍する学生（特別学生を含む）
3. 学校法人慶應義塾に在籍する職員

（利用者情報の提供）

第6条

慶應義塾大学学認システムは、利用者の同意に基づき、学認対応の学術情報提供者に対して、利用者に関する属性情報を送信するものとする。

- ② 前項の学認対応の学術情報提供者に対して送信される利用者に関する属性情報は、補遺1に掲げるものとする。

（利用者の義務）

第7条

利用者は、その利用に際し、本規則ならびに、義塾の規程等を遵守しなければならない。

- ②利用者は、本規則および義塾が随時通知する内容に基づいて、慶應義塾大学学認システムを利用するものとする。
- ③利用者は、慶應義塾大学学認システムで利用するID等について、そのID等に関わる利用規程や規則等を遵守し、適切に管理するものとする。
- ④利用者は、慶應義塾大学学認システムの円滑な運営に支障をきたす恐れのある行為および、その他慶應義塾大学が不相当と判断する行為を行ってはならない。
- ⑤利用者は、学認対応の学術情報を利用する際、慶應義塾大学学認システムが学術情報提供側に送信する利用者に関する情報を確認し、個々の学術情報利用の可否を適切に判断するものとする。

（利用の開始と中止）

第8条

慶應義塾大学学認システムは、本規則に対して合意した場合において利用することができる。

- ② 慶應義塾大学学認システムの利用を中止したい場合には、慶應義塾大学学術認証フェデレーションシステム利用中止届（別紙様式イ）をITC所長に提出するものとする。

（システム利用の制限・禁止・終了）

第9条

利用者は、利用者が希望する場合、慶應義塾大学が別途定める手続きに基づいて慶應義塾大学学認システムの利用を終了することができるものとする。この場合、利用者は慶應義塾大学学術認証フェデレーションシステム利用終了届（別紙様式ロ）をITC所長に提出するものとする。

② 利用者が本規則に違反して慶應義塾大学学認システムを利用した場合、退職または退学した場合、利用者への通知・連絡が困難な状態になる等、慶應義塾大学が慶應義塾大学学認システムの管理を停止すべきであると合理的に判断した場合、慶應義塾大学は事前に通知することなく、ただちに当該の利用者の慶應義塾大学学認システムの利用資格を失効させることができるものとする。

③ 本条の定めに従い利用者の慶應義塾大学学認システムの利用が終了または利用資格が失効した場合、慶應義塾大学は当該の利用者の情報を慶應義塾大学学認システムのデータベース上から削除することができるものとする。ただし、利用者が慶應義塾大学の別途定める手続きに従い情報の削除を要求しない限り、慶應義塾大学は、かかる利用者の登録情報を義塾のデータベース上から削除する義務を負わないものとする。

(システムの一時停止)

第 10 条

慶應義塾大学は、必要に応じ、慶應義塾大学学認システムの提供を一時停止して保守点検を行うことができる。この場合、原則として事前にその旨を利用者に通知するものとするが、緊急の場合は、利用者に事前に通知することなく、慶應義塾大学学認システムを一時的に停止することができるものとする。

(サービスの中止)

第 11 条

慶應義塾大学は、慶應義塾大学学認システムを一時的または永続的に中止することができる。この場合、原則として事前にその旨を利用者に通知するものとするが、緊急の場合は、利用者に事前に通知することなく、中止することができるものとする。

(利用の停止)

第 12 条

利用者が本規則第 7 条に定める義務に違反したと判断される場合、慶應義塾大学は、事前に通告することなく次の措置をとることができるものとする。

1. 慶應義塾大学学認システム利用の禁止
2. 利用者の登録情報の削除

(免責事項)

第 13 条

本規則第 10 条、第 11 条および第 12 条所定の慶應義塾大学学認システムの一時停止・中止等による利用者の不利益や損害に対して、慶應義塾大学は、いかなる責任も負わないものとする。

(規則の改廃および運用の変更に関する告知)

第 14 条

慶應義塾大学は、本規則およびシステムの運用を何らの予告なく変更することができるものとする。

②利用者が、ホームページ等において本規則または運用の変更の告知がなされた時点以降に、慶應義塾大学学認システムを利用したときは、当該変更の内容を承諾したものとみなす。

(雑則)

第 15 条

この規則に定めるもののほか、慶應義塾大学学認システムの利用に関し必要な事項は、ITC 所長が定める。

(規則の改廃)

第 16 条

本規則の改廃は、ITC 運営委員会の議を経て、ITC 所長が定める

附則

この規則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

補遺1 SPに送信可能な属性情報

1. 組織名 (organization, o) 全ユーザに対して「Keio University」。
2. 日本語組織名 (jaOrganizationName, jao) 全ユーザに対して「慶應義塾大学」。
3. 所属名 (organizationalUnitName, ou) 全ユーザに対して「user」。
4. 日本語所属名 (jaOrganizationalUnitName, jaou) 全ユーザに対して「ユーザ」。
5. 職位 (eduPersonAffiliation) 文字列 student (学生), faculty (教員), staff (職員), member (構成員) の組み合わせ (複数可)。
6. スコープ付き職位 (eduPersonScopedAffiliation) 職位の各項目文字列の後ろに「@keio.ac.jp」を追加したもの。例:「student@keio.ac.jp」
7. 権限 (eduPersonEntitlement) 電子ジャーナルなどのサービスを利用する際の権限を表す文字列で、原則として全ユーザに対して「urn:mace:dir:entitlement:common-lib-terms」。
8. 学認ユーザ名 (eduPersonPrincipalName, ePPN) 学認全体で一意的な、ユーザ名に相当する文字列。例:「V5NX6XNRBYCIYYKFR3GWQYGG7ZI@keio.ac.jp」
9. サービスユーザ名 (eduPersonTargetedID, ePTID) サービスと学認ユーザ名との組み合わせに対して一意に割り振られる、ユーザ名に相当する文字列。例:「vpbEyZ5tzVocAU0j18csa5KcB/A=」
10. メールアドレス (mail) メールアドレス。例:「taro@keio.jp」
11. 姓 (sn) ユーザの姓。例:「Keio」
12. 名 (givenName) ユーザの名。例:「Taro」
13. 表示名 (displayName) ユーザの姓名。例:「Taro Keio」
14. 日本語姓 (jasn) ユーザの姓。例:「慶應」
15. 日本語名 (jaGivenName) ユーザの名。例:「太郎」
16. 日本語表示名 (jaDisplayName) ユーザの姓名。例「慶應 太郎」
17. 学籍番号・個人番号情報 (gakuninScopedPersonalUniqueCode) 職位と学籍番号・個人番号を「:」で連結した文字列 (複数可)。例:「student:012345678@keio.ac.jp」、「faculty:123456@keio.ac.jp」